



草加市監査委員告示第9号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月21日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 鈴 木 由 和

1 監査対象団体等

公益社団法人草加市シルバー人材センター

所管：健康福祉部 福祉政策課、長寿支援課

子ども未来部 子ども育成課

2 監査対象事務

令和元年度から令和2年度における財政援助及び公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務

3 監査期間

令和2年4月21日（火）から12月15日（火）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加市監査事務処理要領第6条の規定に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施し、必要と認める場合は、その他の監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「財政援助団体等監査の着眼点」のとおり

6 監査結果

(1) はじめに

草加市シルバー人材センターは、草加市高齢者事業団として昭和58年に設立、その後社団法人を経て平成24年4月1日に公益社団法人へ移行し、高齢者の生きがいの充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の豊富な知識や経験、能力をいかした多岐にわたる事業を展開することで、活力ある地域社会づくりに寄与しています。また、法人の目的が、高齢者の就業機会の確保と福祉の増進であることから、草加市立社会福祉活動センターの設置目的とも合致し、施設管理及び事業運営に精通している組織として、平成18年4月1日から同センターの指定管理者に指定されています。

今回の財政援助団体等監査は、令和2年度草加市監査計画に基づき、公益社団法人草加市シルバー人材センターの事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行され、その目的を達成しているか、関係法令の定めるところにより適切に施設が管理され、会計経理は適正に執行されているか、協定等に基づく

義務の履行が適切に行われているか、また、所管による指導監督が適切に行われているかについても留意の上、監査を実施しました。

(2) 監査結果

令和元年度から令和2年度における財政援助及び公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

ア 会計伝票処理について【対象：草加市シルバー人材センター】

会計伝票処理において、伝票の決裁行為がなされていないもの、伝票の内容と総勘定元帳が一致していないもの、捺印や日付のない領収証の徴収等、一部改善が必要な事案が見受けられましたので、適正で明瞭な会計処理を行ってください。

イ 立替払について【対象：草加市シルバー人材センター】

受託事業を運営するに当たり、各施設で消耗品等を購入する際、施設の職員が立替払を行っていますが、伝票と領収書の金額が相違しているものや、本部にて利用を控えるよう周知している個人名義のクレジットカードを利用して支払っているものが見受けられました。

現金出納に係る業務を疎かにすると法人の信頼性を損なう恐れがありますので、今後は立替払及び現金精算におけるルールの明確化及びチェック体制の構築を行い、ミスが起きないように徹底してください。

ウ 指定管理者の評価について【対象：福祉政策課】

指定管理者制度運用基準に基づく指定管理者評価表の作成が行われていませんでした。指定管理者の評価を通じて管理運営の適正を期し、品質や利用者サービスを向上させるためにも、指定管理者評価表を毎年度作成してください。